

# 令和6年 宜野湾市教育委員会第7回(定例会)会議録

教育長 仲村宗男

教育委員 仲村和也

開催日時：令和6年7月24日(水) 午前10:00 閉会 12:00

開催場所：宜野湾市教育委員会 会議室

出席者：仲村宗男教育長、仲村和也教育長職務代理者、  
下地美幸委員、親川利恵委員、大川実委員

## 出席職員

【教育部】教育部長 崎間 賢

(教育総務課) 教育企画係長 大島優子、教育企画係主事 東江美貴子

(市民図書館) 市民図書館長 金城広郁、管理係長 西浜 稔

(生涯学習課) 生涯学習課長 佐久原昇、社会教育係長 大城孝之

【指導部】指導部長 佐伯 進、指導部次長 津島美智子

(指導課) 指導課長 新川健次、指導係指導主事 當眞 準、

指導係指導主事 儀間國成

(学校給食センター) 学校給食センター所長 伊佐英人

## 議事日程

教育長諸般の報告

議案第21号 宜野湾市民図書館協議会委員の任命又は委嘱について

議案第22号 宜野湾市民図書館管理運営規則の一部を改正する規則について

議案第23号 宜野湾市社会教育委員の委嘱について

議案第24号 宜野湾市学校給食センター運営委員会委員の委嘱又は任命について

- 議案第 25 号 宜野湾市学校給食調理業務等委託業者選定委員会委員の委嘱又は任命について
- 議案第 26 号 宜野湾市いじめ問題専門委員会委員の委嘱又は任命について
- 議案第 27 号 令和 7 年度以降使用中学校教科用図書採択について
- 議案第 28 号 県費負担教職員の懲戒処分の内申について
- 議案第 29 号 宜野湾市いじめ問題専門委員会規則の一部を改正する規則について

## 連絡事項

なし

○仲村宗男 教育長 皆様、おはようございます。

本日の出席委員は 4 名で、定足数に達しております。

ただいまから令和 6 年第 7 回宜野湾市教育委員会定例会を開催いたします。

本委員会で審議します案件は、議案 9 件となっております。

本日の会議録署名人は、仲村和也教育委員を指名したいと思います。よろしく申し上げます。

○仲村和也 委員 承知しました。

○仲村宗男 教育長 ありがとうございます。

続きまして、5 月 23 日開催の第 5 回定例教育委員会及び 6 月 6 日開催の第 6 回定例教育委員会の会議録の承認を行います。

会議録の署名委員は大川教育委員、下地教育委員の 2 名となっております。よろしく申し上げます。

○一同 はい

○仲村宗男 教育長 ありがとうございます。

---

## (教育長諸般の報告)

○仲村宗男 教育長 それでは、教育長諸般の報告を行います。緑色の報告資料 1 ページを御覧ください。

6 月 7 日 (金)、「移動図書館 2 代目ちゅらゆめ号お披露目式」が市民図書館の広場で行われました。

6 月 11 日 (火)、「6 月市議会定例会」の開会がありました。議会上程・説明を行っております。

6 月 13 日 (木) は 2 つの事業がありました。1 つ目は、「6 月市議会定例会」の質疑・付託

です。2つ目、午後は宜野湾ポニーズによる市長・教育長表敬訪問がありました。その目的として、宜野湾中学校3年の生徒が6月16日にフィリピンで開催された「2024 ポニーワールドシリーズ予選U14 ポニーの部アジア選手権地域選手権大会」の日本代表に選ばれたことの報告のため、市長・教育長表敬訪問を行っております。

6月15日（土）、「令和6年度第25期わらば～体験じゅく第1回開校式」が市立博物館で開催されております。

6月17日（月）、嘉数中学校将棋部が個人の部で全国大会出場のため、市長・教育長表敬訪問を行っております。

6月18日（火）、宜野湾中学校将棋部が団体の部で全国大会出場のため、市長・教育長表敬訪問を行っております。

6月19日（水）から6月26日（水）の6日間にわたって、「6月市議会定例会」の一般質問がございました。

6月24日（月）は外務省北米局長による市長・副市長・教育長表敬訪問及び意見交換会を行っております。

6月27日（木）は3つの事業がありまして、1つ目が「6月市議会定例会」の報告・表決がございました。2つ目は「宜野湾市管工事協同組合育英会寄附金贈呈式」が宜野湾市管工事協同組合で行われました。3つ目は「宜野湾市教育支援委員委嘱状交付式」を行っております。

6月28日（金）は2つの事業がございました。1つ目は「第74回社会を明るくする運動メッセージ伝達式」が庁議室で行われております。このメッセージといいますのは、1つ目に首相メッセージとして保護司会宜野湾市支部支部長より和田副市長へ伝達されております。2つ目に県知事メッセージとして、保護司会宜野湾市支部副支部長より、呉屋市議会議長へ伝達されました。3つ目に県教育長メッセージとして宜野湾市更生保護女性会会長より私へメッセージが伝達されました。

2つ目に「臨時庁議（実施計画策定方針等）及び総合計画策定委員会」を行っております。

7月1日（月）、「令和6年度宜野湾市民の日市政功労者表彰式典並びに祝賀会」を開催しております。ちなみに今年度の市政功労者は8名の方々と、教育委員会関連におきましては2名の方が受賞されております。

7月2日（火）、7月11日（木）、7月19日（金）の3回にわたり、「外部点検評価会議」を開催しております。

7月3日（水）、「令和6年度第1回はごろも教育ネット推進会議」がオンラインで開催されています。これは琉球大学との連携事業でございます。

7月4日（木）は2つの事業がありました。1つ目は「令和6年春の叙勲（瑞宝双光章）」を受章された元教育長の宮城義昇さんが受章報告のため、市長・教育長表敬訪問をされました。

さらに宮城さんは、その表敬訪問後に本市育英会へ寄附を行っております。2つ目に「宜野湾市立中央公民館運営審議会委員委嘱状交付式」を行っております。

7月5日（金）は2つ事業がございました。午前は第4回市学校訪問として、大謝名小学校へ行っております。2つ目は「令和6年度第34回宜野湾市少年の主張大会」が宜野湾市社会福祉協議会ホールで行われました。

7月8日（月）は2つ事業がありました。1つ目は「宜野湾市文化財保護審議会委員委嘱状交付式」を行っております。2つ目は「令和6年度宜野湾市平和大使育成事業認定証交付式」が行われました。本市の中学生8名、大学生1名が認定され、市内、県内で研修した後、山口県岩国市との交流、広島県で平和式典への参加等、これから平和大使活動に取り組んでいくということです。

7月9日（火）、第5回市学校訪問が普天間中学校で行われました。

7月10日（水）は市校長会がございました。

7月12日（金）は「第2回教科用図書採択地区連絡協議会」が中頭教育事務所で開催されました。

7月16日（月）、志真志小学校6年の児童がアメリカで開催された「エアリアリンピック世界大会」で世界1位の報告を行うため、市長・教育長表敬訪問をされております。

休憩いたします。

---

○仲村宗男 教育長 再開いたします。

7月17日（火）、宜野湾ポニーズによる副市長・教育長表敬訪問がございました。「第40回中学校硬式野球県大会」優勝と、「第50回全日本選手権大会」及び「ホークスカップ硬式野球大会」の出場報告のために来庁されております。

7月19日（金）、米軍関係者による市長・教育長表敬訪問があり、指導部長も同席しております。

7月20日（土）、「市立博物館開館25周年記念企画展みんなの進化展オープニングセレモニー」が開催されました。昨日の市公式LINEに掲載されております。

7月22日（月）、宜野湾レッドシャークスによる市長・教育長表敬訪問がありました。その目的は、「第15回中南部支部学童軟式野球大会」の準優勝報告と、福岡県で開催される「第39回とびうお少年野球大会」出場報告のための来庁となっております。

本日が第7回の定例教育委員会となります。

以上、諸般の報告といたします。

休憩いたします。

---

○仲村宗男 教育長 教育長諸般の報告に対し、ご質疑のある方は挙手をお願いします。よろしいでしょうか。

○一同 質疑なし

○仲村宗男 教育長 ありがとうございます。

質疑もないようですので、これで質疑を終わりたいと思います。

---

**(議案第 21 号)**

○仲村宗男 教育長 続きまして、日程 1 「議案第 21 号 宜野湾市民図書館協議会委員の任命又は委嘱について」を議題といたします。

本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。

教育部長。

○崎間 賢 教育部長 おはようございます。

それでは、水色の表紙の議案書 1 ページをお開き願います。

議案第 21 号 宜野湾市民図書館協議会委員の任命又は委嘱について。

別紙の者を宜野湾市民図書館協議会委員に任命又は委嘱したいので、宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第 2 条第 11 号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和 6 年 7 月 24 日提出。

宜野湾市教育委員会教育長、仲村宗男。

提案理由でございます。

宜野湾市民図書館協議会委員の任期満了に伴い、宜野湾市民図書館条例第 5 条第 2 項の規定により、新たに委員を任命又は委嘱する必要があるためでございます。

では、改正内容につきましては、黄色の表紙、別冊の新旧対照表にてご説明申し上げます。新旧対照表の 1 ページをお開きください。

宜野湾市民図書館協議会委員新旧対照名簿（案）でございます。

任期は令和 6 年 8 月 1 日から令和 8 年 7 月 31 日までの 2 か年でございます。

図書館協議会委員は、宜野湾市民図書館条例第 5 条第 3 項の規定により、委員定数が 10 名以内となっております。また、同条第 2 項の規定により、学校教育及び社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱すると規定されておりますので、学識経験者から 2 名、家庭教育関係者から 2 名、社会教育関係者から 3 名、学校教育関係者から 3 名を選考しております。今回は 10 名のうち新任が 5 名、再任が 5 名となっております。

それでは、氏名、所属団体等の名称、専門分野などを名簿順にご説明申し上げます。

1 番は望月道浩氏でございます。琉球大学教育学部教授で、図書館情報学を専門に研究、沖縄県、各市町村での図書館協議会委員等を務められ、当館では平成 28 年から委員を務めていただいております、引き続き同氏を推薦します。

2 番は名城邦孝氏でございます。沖縄国際大学総合文化学部准教授で、図書館情報学を専門に研究。当館では令和 4 年から委員を務めていただいております、引き続き同氏を推薦いたします。

3 番は山内淳子氏でございます。那覇市繁多川図書館長として在職し、子どもの本研究会副会長を務められており、児童文学講座をはじめ多岐にわたる活動を行っております。平成 29 年 4 月から令和元年 3 月まで本館の館長として運営に携わり、元学校図書館司書としても当館業務に関わりが深いことから、引き続き同氏を推薦いたします。

4 番、勝連文緒氏でございます。NPO 法人沖縄県自立生活センター・イルカに勤務し、全国自立生活センター協議会の常任委員としても活動中でございます。読書バリアフリー法が施行され、障がいの有無にかかわらず全ての方が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるよう公共図書館の具体的な取組が求められており、障がい当事者の意見を反映させるため、新たに同氏を推薦いたします。

5 番、新垣真弓氏でございます。宜野湾市 P T A 連合会からの推薦でございます。

6 番は佐久原昇市教育委員会生涯学習課長、7 番は平敷兼哉市教育委員会博物館長、それぞれ市民図書館業務と関連することから推薦しております。

8 番、天願直光はごろも小学校校長、9 番は仲程正嘉数中学校校長、それぞれ宜野湾市校務研究会からの推薦となっております。

10 番の比嘉明美氏は嘉数小学校図書館司書として勤務しており、宜野湾市司書研究会からの推薦でございます。

以上が議案第 21 号 宜野湾市民図書館協議会委員の任命又は委嘱についてのご説明となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○仲村宗男 教育長 教育部長、ありがとうございます。

本件に対する質疑を許します。

質疑のある方は挙手をお願いします。委員の皆様、よろしいでしょうか。

○一同 質疑なし

○仲村宗男 教育長 ご質疑はないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○仲村宗男 教育長 ありがとうございます。ご異議ございませんので、質疑はこれにて終了いたします。

これより宜野湾市民図書館協議会委員の任命又は委嘱についてを採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○仲村宗男 教育長 ご異議ございませんので、本件は原案のとおり承認されました。

これにて日程 1、議案第 21 号を終了いたします。

---

**(議案第 22 号)**

○仲村宗男 教育長 引き続き日程 2「議案第 22 号 宜野湾市民図書館管理運営規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。

教育部長。

○崎間 賢 教育部長 それでは、水色の表紙の議案書 3 ページをお開きください。

議案第 22 号 宜野湾市民図書館管理運営規則の一部を改正する規則について。

宜野湾市民図書館管理運営規則の一部を次のように改正したいので、地方教育行政の運営に関する法律第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和 6 年 7 月 24 日提出。

宜野湾市教育委員会教育長、仲村宗男。

提案理由でございます。

図書館システムの新機能への対応や有効期限が切れた方の更新手続を明記するほか、移動図書館の適正な運営を図るため利用制限について明文化する。また、諸申請書の見直しを図るため当規則の一部を改正する必要があるためでございます。

改正内容につきましては、黄色の表紙、新旧対照表にてご説明申し上げます。

新旧対照表の 2 ページをお開き願います。

新旧対照表は、左側が現行で右側が改正後（案）となっております。

まず、第 7 条は字句の改めとなっております。「管理上」を「管理運営上」に改めております。

続いて、第 10 条第 1 項です。現行の規定では、様式第 1 号のカードでのみ貸出しとなっておりますが、様式第 1 号のカード以外でも貸出しができるよう利用者カードの交付を受ける内容へ改めております。

第 10 条第 2 項は、10 条 1 項の修正に合わせて文言を改めております。

次に、第 10 条第 7 項でございます。現行の規定では利用者カードの有効期限を定めているのみですが、改正欄では、有効期限を経過した後の更新手続についてただし書を加えております。

次に、新旧対照表の 3 ページから 4 ページになります。

第 15 条から第 23 条まで、2 条ずつ繰り下げてございます。

次に、新旧対照表の 2 ページにお戻りください、一番下のほうです、3 ページにかけてござ

いますが、この図書館、本館には利用制限の規定がありますが、移動図書館には定められていないため、第2章第2節に（利用制限）として、第16条 館長は、「管理運営上適当でないと認められる者があるときは」その者に対して移動図書館の利用を禁止することができる、を加えております。

次に、新旧対照表の2ページでございます。

第14条の2、（移動図書館の業務）を第15条としております。

新旧対照表5ページから8ページにかけては、様式の変更となっております。LGBTQへの対応として、性別欄に「任意」を追加したほか、条の繰下げに伴う文言の修正や押印不要の改正を行っております。

最後に水色の表紙の議案書の9ページにお戻りいただきます。

附則のほうで、この規則は、公布の日から施行するとしております。

以上が議案第22号 宜野湾市民図書館管理運営規則の一部を改正する規則についての説明となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○仲村宗男 教育長 教育部長、ありがとうございました。

本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いします。

休憩いたします。

---

○仲村宗男 教育長 再開いたします。

本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いします。

下地委員。

○下地美幸 委員 改正後の第10条第7項ですが、利用者カードの有効期限は3年間で、「ただし、館長はその利用者カードの交付を受けた者の氏名、住所等を確認し更新することができる」が追加されているのですが、自動的に更新されるのですか、それとも本人が来館して、住所などを身分証明書で確認する手続きをしてから更新するのでしょうか。

○仲村宗男 教育長 図書館長。

○金城広郁 市民図書館長 利用者カードは一定期間使わないと、期限が切れてしまいます。切れた後の利用者カードを持ってきても、使いたいときには再交付しないといけないことになっています。今回文言を追加したのは、今せっかく手元にある利用者カードを破棄して再発行するのは大変ですので、今ある利用者カードをもう一度使えるようにするためになります。そのときに免許証など何か本人確認ができるものを持って来ていただいて、利用者カードを使えるように戻すということです。

○下地美幸 委員 利用者カードの再発行の手間が省けるということですね。

○金城広郁 市民図書館長 そうです。それともう一つ補足ですが、利用者カードにはバーコ

ードがついています。このバーコードがついている面を自分のスマートフォンで撮影して写真として保存しておくことで、利用者カードが手元になくても、本を借りたり利用者カードを再発行したりすることができます。その記載がないものですから、写真でも更新や貸し出しができるようにするために今回この改正を入れています。便利になるということです。

○仲村宗男 教育長 ほかにご質疑のある方、挙手をお願いします。よろしいでしょうか。

○一同 質疑なし

○仲村宗男 教育長 質疑も尽きたようですので、質疑は終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○仲村宗男 教育長 ご異議ございませんので、質疑はこれにて終了いたします。

これより宜野湾市民図書館管理運営規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○仲村宗男 教育長 ご異議ございませんので、本件は原案のとおり承認されました。

これにて日程 2、議案第 22 号を終了いたします。

休憩いたします。

---

### (議案第 23 号)

○仲村宗男 教育長 再開いたします。

続きまして、日程 3「議案第 23 号 宜野湾市社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。

本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。

教育部長。

○崎間 賢 教育部長 それでは、水色の表紙の議案書 10 ページをお開きください。

議案第 23 号 宜野湾市社会教育委員の委嘱について。

別紙の者を宜野湾市社会教育委員に委嘱したいので、宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第 2 条第 11 号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和 6 年 7 月 24 日提出。

宜野湾市教育委員会教育長、仲村宗男。

提案理由でございます。

宜野湾市社会教育委員の任期満了に伴い、社会教育法第 15 条第 2 項及び宜野湾市社会教育委員に関する条例第 3 条の規定により委員を委嘱する必要があるためでございます。

改正内容につきましては、黄色の表紙、新旧対照表にてご説明申し上げます。

10 ページをお開きください。

宜野湾市社会教育委員名簿（案）でございます。

委嘱期間は、令和6年8月1日から令和8年7月31日までの2か年の任期でございます。

社会教育委員は、宜野湾市社会教育委員に関する条例第4条の規定により、定数が8名以内となっております。また、第3条の規定により、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱すると規定されておりますので、学識経験者からお二人、学校関係者からお一人、家庭教育関係者からお一人、社会教育関係者においては4名の委員を選考しております。

今回は8名のうち新任が4名、再任が4名となっております。

それでは、社会教育委員について、氏名、所属団体の名称、役職、選出区分を名簿順に沿ってご説明申し上げます。

まず1番の大城英哲氏は元小学校校長で、長年、はごろも学習センター運営委員を務めていらっしゃいました。これまでの多岐にわたる教育活動経験を基に、学校、家庭、地域の連携・推進に係るご意見をご提言いただきたく、学識経験者として再任での推薦でございます。

2番の比嘉絹江氏は元中学校教頭で、普天間中学校在任時には地域生徒会の立ち上げやコミュニティスクールの運営において中心的役割を担っていらっしゃいました。このようなこれまでの教育活動経験を基に、学校、家庭、地域の連携、推進に係るご意見をご提言いただきたく、学識経験者として新任での推薦となっております。

3番、新垣真弓氏は現在、地域学校協働活動における地域コーディネーターとして、学校、家庭、地域の連携実践に取り組んでおり、選出区分は社会教育関係者として再任での推薦でございます。

4番、盛長健氏は、本市が主催したぎのわん地域づくり塾の第1期生で、具体的な活動として、宜野湾情報発信アプリを開発し、地域に根差した情報発信を行っており、選出区分は社会教育関係者として再任での推薦でございます。

5番の岸本恒子氏は、現在、宜野湾市女性連合会の書記会計を務めており、選出区分は社会教育関係者として新任での推薦でございます。

6番、豊見山智氏は現在、宜野湾市PTA連合会の副会長で、選出区分は家庭教育関係者として再任での推薦でございます。

7番の島袋孝治氏は現在、普天間小学校の校長で、選出区分は学校教育関係者として、宜野湾市校務研究会より新任での推薦でございます。

8番、新垣隆氏は宜野湾市自治会長会の会長で、選出区分は社会教育関係者として新任での推薦でございます。

以上が議案第23号 宜野湾市社会教育委員の委嘱についての説明になります。ご審議のほど

よろしくお願ひいたします。

○仲村宗男 教育長 教育部長、ありがとうございました。

本件に対する質疑を許します。ご質疑のある方は挙手をお願いします。よろしいでしょうか。

○一同 質疑なし

○仲村宗男 教育長 質疑はないようですので、質疑は終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○仲村宗男 教育長 ご異議ございませんので、質疑はこれにて終了いたします。

これより宜野湾市社会教育委員の委嘱についてを採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○仲村宗男 教育長 ご異議ございませんので、本件は原案のとおり承認されました。

これにて日程3、議案第23号を終了いたします。

休憩いたします。

---

#### (議案第24号)

○仲村宗男 教育長 再開いたします。

続きまして、日程4「議案第24号 宜野湾市学校給食センター運営委員会委員の委嘱又は任命について」を議題といたします。

本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。

指導部長。

○佐伯 進 指導部長 ご説明申し上げます。

それでは、青色議案書12ページ、それから桃色の議案資料23ページ、それから黄色の新旧対照表は11ページのご準備をお願いいたします。

議案第24号 宜野湾市学校給食センター運営委員会委員の委嘱又は任命について。

別紙の者を宜野湾市学校給食センター運営委員会委員に委嘱又は任命したいので、宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条第11号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和6年7月24日提出。

宜野湾市教育委員会教育長、仲村宗男。

提案理由でございます。

宜野湾市学校給食センター運営委員会委員の任期満了に伴い、宜野湾市学校給食センター運営委員会規則第3条第2項の規定により、新たに委員を委嘱し、又は任命する必要があるため

でございます。

次に、別紙の桃色議案資料 23 ページをご覧ください。

宜野湾市学校給食センター運営委員会規則でございます。

同規則第 3 条第 2 項の第 1 号から第 6 号までに掲げる者のうちから委員を委嘱又は任命すると規定してございます。

第 1 号が校長、第 2 号が P T A 会長、第 3 号が学校荣誉職員、第 4 号が教育委員会の職員、第 5 号が学識経験者、第 6 号はその他教育委員会が適当と認める者となっております。

なお、第 4 条において、委員の任期について規定しております。任期は 1 年となっております。

それでは、戻りまして青色議案書 13 ページをお開きください。

令和 6 年度宜野湾市学校給食センター運営委員会委員（案）でございます。

委嘱又は任命期間は令和 6 年 8 月 1 日から令和 7 年 7 月 31 日までとなっております。

次に、各委員について、1 番から 19 番まで番号順にご説明申し上げます。

まず、1 番の兼城勲氏から 6 番の仲程正氏までが第 1 号委員でございます。小中学校の校長から年度ごとに半数ずつ入れ替えております。ただし、小中学校が 13 校ありますため、交互に選任することができない場合があります、5 番の真志喜中学校校長又吉直正氏は再任となっております。

続きまして、7 番の中松光氏から 13 番の新屋心貴氏までが第 2 号委員でございます。第 2 号委員は、第 1 号委員である校長の属する学校以外の学校の P T A 会長となっております。ただし、先ほども申し上げましたが、小中学校が 13 校ありますため、P T A 会長につきましても交互に選任することができない場合があります、9 番の普天間小学校 P T A 会長宮城絵里香氏は再任となっております。

14 番の呉屋未采希氏から 15 番の糸数絵里奈氏までの 2 名が第 3 号委員でございます。本市学校給食センター 2 か所の学校栄養職員でございます。

16 番の第 4 号委員は学校給食センターが属する教育委員会指導部次長津島美智子でございます。

17 番の佐久川紀成氏は元学校長で第 5 号委員でございます。

18 番から 19 番は第 6 号議員でございます。18 番の友利亘氏は P T A 連合会会長として、19 番の真喜志若子氏は本市の会計管理者として、それぞれ委員として提案してございます。

以上 19 名を令和 6 年度宜野湾市学校給食センター運営委員会委員に委嘱又は任命したいと考えております。

なお、黄色の新旧対照表 11 ページには、新旧対象名簿も添付してございますので、ご参照ください。

以上ご説明申し上げ、後にご質疑にお答えしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○仲村宗男 教育長 指導部長、説明ありがとうございました。

本件に対する質疑を許します。ご質疑のある方は挙手をお願いします。

大川委員。

○大川 実 委員 規則の第5条に会長1人、副会長1人を置くがありますが、これはどのように決めるのでしょうか。

○仲村宗男 教育長 学校給食センター所長。

○伊佐英人 学校給食センター所長 第1回目の運営委員会で委員の皆さんに集まっていたいて、その場で会長、副会長を決める形になります。

○大川 実 委員 互選ということですか。

○伊佐英人 学校給食センター所長 はい。

○大川 実 委員 今回は特に給食費改定の問題もあるので、非常に重要だと思いますが、給食費改定を進めるにあたって、センターとしてはどのように進める予定ですか。会長、副会長だけに任されたら、恐らく難しいかなと思うのですが、どのようにお考えでしょうか。

○伊佐英人 学校給食センター所長 最近では物価高騰の影響がございまして、給食を作る上でかなり厳しい状況もございましたので、改定の提案をさせていただこうかなと思っています。基本的には給食センターでどれぐらいが適正かという案はつくっていきながら、会長、委員になられた方々と調整をしていきながら進めていきたいというふうを考えております。

○大川 実 委員 なるほど。ではそのような関係資料等々も給食センターのほうで作成するのですね。

○伊佐英人 学校給食センター所長 はい。

○大川 実 委員 例えば他市町村の給食費、あるいは宜野湾市の給食費の変遷、あるいはコストとの兼ね合いなど、いろいろありますよね。そういった資料は給食センターのほうで準備なされるということですか。

○伊佐英人 学校給食センター所長 十分調整しながら進めてまいりたいと思います。

○大川 実 委員 よろしくお願ひいたします。

○仲村宗男 教育長 ほかにご質疑のある方いらっしゃらないでしょうか。よろしいですか。

○一同 質疑なし

○仲村宗男 教育長 質疑も尽きたようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○仲村宗男 教育長 ありがとうございます。ご異議ございませんので、質疑はこれにて終了

いたします。

これより宜野湾市学校給食センター運営委員会委員の委嘱又は任命についてを採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○仲村宗男 教育長 ありがとうございます。ご異議ございませんので、本件は原案のとおり承認されました。

これにて日程4、議案第24号を終了いたします。

休憩いたします。

再開いたします。

---

### (議案第25号)

○仲村宗男 教育長 再開いたします。

続きまして、日程5「議案第25号 宜野湾市学校給食調理業務等委託業者選定委員会委員の委嘱又は任命について」を議題といたします。

本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。

指導部長。

○佐伯 進 指導部長 それでは、青色議案書の14ページと桃色議案書25ページ、宜野湾市学校給食調理業務等委託業者選定委員会規則のほうをお開きください。

議案第25号 宜野湾市学校給食調理業務等委託業者選定委員会委員の委嘱又は任命について。

別紙の者を宜野湾市学校給食調理業務等委託業者選定委員会委員に委嘱又は任命したいので、宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条第11号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和6年7月24日提出。

宜野湾市教育委員会教育長、仲村宗男。

提案理由でございます。

宜野湾市学校給食センター調理業務等委託の契約満期に伴い、新たに委託業者を選定するため、宜野湾市学校給食調理業務等委託業者選定委員会規則第3条の規定により、委員を委嘱し又は任命する必要があるためでございます。

桃色議案書の資料25ページをご覧ください。

宜野湾市学校給食調理業務等委託業者選定委員会規則でございます。

同規則第3条第1号から第5号までに掲げる者のうちから委員を委嘱又は任命すると規定し

てございます。

第1号がPTA関係者、第2号が公認会計士、または税理士、第3号が学校の校長、第4号が宜野湾市の職員、第5号はその他教育委員会が適当と認める者となっております。

なお、第4条において、委員の任期について規定しております。任期は、当該諮問に対する答申までとなっております。

それでは、青色議案書に戻りまして、15ページをお開きください。

宜野湾市学校給食調理業務等委託業者選定委員会委員（案）でございます。

委嘱期間は令和6年8月1日から答申の日までとなっております。

次に、各委員について、1番から9番までの番号の順にご説明申し上げます。

まず1番の金城信枝氏と2番の中松光氏が第1号委員でございます。宜野湾学校給食センター受配校のPTA会長となっております。

続きまして、3番の有田貴治氏が第2号委員でございます。税理士となっております。

4番の照屋文宏氏と5番の由博文氏が第3号委員でございます。受配校の学校長となっております。

6番の坂場純平氏から8番の佐伯進までが第4号委員でございます。宜野湾市及び教育委員会の部長でございます。

9番の呉屋未采希氏は第5号委員でございます。本市学校給食センターの学校栄養職員でございます。

以上9名を宜野湾市学校給食調理業務等委託業者選定委員会委員に委嘱又は任命したいと考えております。

ご説明申し上げ、後はご質疑にお答えしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○仲村宗男 教育長 指導部長、ありがとうございました。

本件に対する質疑を許します。ご質疑のある方は挙手をお願いします。

仲村委員。

○仲村和也 委員 まず1点目は選定委員会の役割や協議内容を、2点目は委員の中での委員長を差し支えなければ教えていただきたいです。

○仲村宗男 教育長 では2点について回答をお願いします。

指導部長。

○佐伯 進 指導部長 まず役割についてですが、宜野湾給食センターの委託業者の委託期間が今年度をもって終わります。次年度から5年間、また新しく業者を選定するための委員会となっております。委員長に関しては、委員会の互選により委員長及び副委員長を置きます。

○仲村和也 委員 分かりました。

○仲村宗男 教育長 ほかにご質疑のある方は挙手でお願いします。よろしいでしょうか。

○一同 質疑なし

○仲村宗男 教育長 質疑も尽きたようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○仲村宗男 教育長 ありがとうございます。ご異議ございませんので、質疑はこれにて終了いたします。

これより宜野湾市学校給食調理業務等委託業者選定委員会委員の委嘱又は任命についてを採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○仲村宗男 教育長 ありがとうございます。ご異議ございませんので、本件は原案のとおり承認されました。

これにて日程 5、議案第 25 号を終了いたします。

休憩いたします。

#### (議案第 26 号)

○仲村宗男 教育長 再開いたします。

引き続き日程 6 「議案第 26 号 宜野湾市いじめ問題専門委員会委員の委嘱又は任命について」を議題といたします。

本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。

指導部長。

○佐伯 進 指導部長 それでは、議案第 26 号についてご説明申し上げます。

水色議案書 16 ページ、桃色の議案資料 27 ページ、そして黄色の新旧対照表は 12 ページのご準備をお願いいたします。

議案第 26 号 宜野湾市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について。

別紙の者を宜野湾市いじめ問題専門委員会委員に委嘱したいので、宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第 2 条第 11 号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和 6 年 7 月 24 日提出。

宜野湾市教育委員会教育長、仲村宗男。

提案理由でございます。

宜野湾市いじめ問題専門委員会委員の任期満了に伴い、宜野湾市いじめ問題専門委員会規則第 3 条第 2 項の規定により、新たに委員を委嘱する必要があるためでございます。

次に、別冊の桃色議案資料 27 ページをご覧ください。

宜野湾市いじめ問題専門委員会規則でございます。

同規則第 3 条第 2 項の第 1 号から第 5 号までに掲げる者のうちから委員を任命又は委嘱すると規定してございます。

第 1 号が臨床心理士、第 2 号が学識経験者、第 3 号が医師、第 4 号が弁護士、第 5 号がその他教育委員会が必要と認める者となっております。

第 4 条において、委員の任期について規定しております。任期は 2 年となっております。

なお、後ほど議案第 29 号で上程いたしますが、今回の教育委員会会議で 2 年から 2 年以内に時期の改めを考えてございます。その理由は、早い時期に委員会を立ち上げる必要があるためでございます。具体的には、今回の任期の終了を 2 か月前倒しの 6 月末日にし、次回、2 年後の新委員の委嘱を 7 月 1 日に改めたいと考えてございます。

それでは、戻りまして、水色議案書 17 ページをお願いいたします。

宜野湾市いじめ問題専門委員会委員名簿（案）でございます。

任命又は委嘱期間は令和 6 年 9 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日までとなっております。

次に、各委員について、1 番から 5 番までの番号順にご説明申し上げます。

まず 1 番の田場あゆみ氏は臨床心理士でございます。再任となっております。

2 番の白尾裕志氏は学識経験者でございます。再任となっております。

3 番の冨名腰義裕氏は医師でございます。再任となっております。

4 番の島田考人氏は弁護士でございます。再任となっております。

5 番の知念克治氏は元校長でございます。再任となっております。

以上 5 名を宜野湾市いじめ問題専門委員会委員に委嘱したいと考えております。

なお、別冊の黄色 12 ページには新旧対照表も添付してございますので、ご参照ください。

以上、ご説明申し上げ、後はご質疑にお答えしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○仲村宗男 教育長 指導部長、ありがとうございました。

本件に対する質疑を許します。ご質疑のある方は挙手をお願いします。

仲村委員。

○仲村和也 委員 委嘱期間は 2 年ですが、専門委員会の運営方法を教えてください。例えばこの 2 年の中で毎月や隔月、定例会があるのでしょうか。それとも問題が起きたときにケース会議として招集されるのでしょうか。

○仲村宗男 教育長 指導部長。

○佐伯 進 指導部長 例年、何も問題がないときには 9 月と 1 月の 2 回集まり、状況を伝えたり、今起こっている軽度な生徒指導等の問題について報告、助言を受けております。今は、

9月と1月ということで、短い期間に2回持っていますが、もっと早い時期に1回は持って、半年に1回の定例会を持ったほうがいいのではないかとということで、次回から7月に委任状を渡して委員会を立ち上げるという形にしたいというご提案を後ほど議案第29号でおこないます。

今回は、たまたま委員の皆さんが替わっていませんので、特段問題はありませんでした。次回、2年後に委員が変わった場合のために、今回は1年10か月の任期として、規則も2年以内に改めたいということです。

また、何か起こったときは臨時的に持てます。重大事案等が起こりましたら、このいじめ問題専門委員会を臨時的に開きまして、そこで諮問、答申を受けるという形になります。

○仲村和也 委員 分かりました。ありがとうございます。

○仲村宗男 教育長 当真指導主事。

○当真 準 指導主事 補足として、いじめ問題専門委員会の委員の中には弁護士の方がいるのですが、問題が大きくなる前にいろいろな面でスクールロイヤーのような相談等ができますので、他市町村にはない組織で助かっています。

○仲村宗男 教育長 ありがとうございます。休憩いたします。

---

○仲村宗男 教育長 再開いたします。ほかにご意見ございませんか。

大川委員。

○大川 実 委員 いじめ問題に特化していてとてもいいと思っています。ぜひあるべきです。対処療法よりも予防が大事ということは常々教育長もおっしゃっていますが、そのとおりだと思います。火は小さいうちに消せる、大火になったら難しいというのが私の意見です。

そこでお聞きしたいのですが、先ほどと質問は似ていますが、これまで実際にこういった専門委員会を招集して、ある事案に対して検討した事例はありますか。

○当真 準 指導主事 市長部局で第三者委員会まで立ち上げた事例が4年前にあります。

○大川 実 委員 分かりました。

○仲村宗男 教育長 休憩いたします。

---

○仲村宗男 教育長 再開いたします。

ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

○一同 質疑なし

○仲村宗男 教育長 質疑も尽きたようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○仲村宗男 教育長 ご異議ございませんので、質疑はこれにて終了いたします。  
これより宜野湾市いじめ問題専門委員会委員の委嘱又は任命についてを採決いたします。  
本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○仲村宗男 教育長 ありがとうございます。ご異議ございませんので、本件は原案のとおり承認されました。  
これにて日程 6、議案第 26 号を終了いたします。  
休憩いたします。

---

(議案第 27 号)

○仲村宗男 教育長 再開いたします。

続きまして、日程 7 「議案第 27 号 令和 7 年度以降使用中学校教科用図書の採択について」を議題といたします。

本件は、教科用図書の採択事務に関するものであり、公にする宜野湾市教育委員会会議規則第 5 条に基づき、審議を非公開とさせていただきたいと思いますが、審議を非公開とすることにご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○仲村宗男 教育長 異議なしということですので、日程 7、議案第 27 号は非公開といたします。

〈非公開〉

○仲村宗男 教育長 ご異議ございませんので、本件は原案のとおり承認されました。  
これにて日程 7、議案第 27 号を終了いたします。  
休憩いたします。

---

(議案第 28 号)

○仲村宗男 教育長 再開いたします。

日程 8 「議案第 28 号 県費負担教職員の懲戒処分の内申について」を議題といたします。

本件は人事案件であり、宜野湾市教育委員会会議規則第 5 条に基づき、審議を非公開とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○仲村宗男 教育長 ありがとうございます。異議なしということですので、日程 8、議案第

28号は非公開といたします。

〈非公開〉

○仲村宗男 教育長 ご異議ございませんので、本件は原案のとおり承認されました。

これにて日程8、議案第28号を終了いたします。

休憩いたします。

---

(議案第29号)

○仲村宗男 教育長 再開いたします。

続きまして、日程9「議案第29号 宜野湾市いじめ問題専門委員会規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。

指導部長。

○佐伯 進 指導部長 それでは、本日配付された追加の3冊、青色、桃色、黄色の資料の準備をお願いいたします。

それでは、青色の議案書の1ページをお開きください。

議案第29号 宜野湾市いじめ問題専門委員会規則の一部を改正する規則について。

宜野湾市いじめ問題専門委員会規則の一部を次のように改正したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和6年7月24日提出。

宜野湾市教育委員会教育長、仲村宗男。

提案理由でございます。

委嘱期間の整合性を図るため、規則の一部を改正する必要があるためでございます。

それでは、黄色の別冊資料、新旧対照表のほうをご覧ください。

現行の任期は2年となっておりますが、先ほどご説明しましたとおり、早い時期に委員会を立ち上げる必要があるため、2年以内へと字句を改めたいと考えます。

以上、ご説明申し上げ、後はご質疑にお答えしたいと思います。ご審議のほどどうぞよろしくをお願いいたします。

○仲村宗男 教育長 本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いします。

進めてよろしいですか。

○一同 質疑なし

○仲村宗男 教育長 質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ござ

いませんか。

○一同 異議なし

○仲村宗男 教育長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、質疑はこれにて終了いたします。

これより宜野湾市いじめ問題専門委員会規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○仲村宗男 教育長 ありがとうございます。ご異議ありませんので、本件は原案のとおり承認されました。

これにて日程 9、議案第 29 号を終了いたします。

---

○仲村宗男 教育長 続きまして、連絡事項です。

(連絡事項)

なし

---

○仲村宗男 教育長 本日の会議はこれにて閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。